

目指す姿

複合課題への対応力が向上するとともに、地域のつながりや支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている

政策目標	基準値	現状値(R6)	目標値(R9)
孤独感を感じる人の割合	20.7% (全国値)	13.9%	17%

高知家地域共生社会シンボルマーク
県民みんながお互いに寄り添い支え合うことで、安心して暮らし続けることができる『高知家地域共生社会』の実現につながることを「こうち」の文字で表現（R5.10.7県民投票で決定）



「高知型地域共生社会」とは

令和4年度から「高知型地域共生社会」の取り組みを推進！

地域共生社会の理念
制度・分野の「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、人と人、人と資源が相互につながり、支え合うことで、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- 令和4年10月の全市町村長、全社会福祉協議会会長、知事による「高知家地域共生社会推進宣言」を実施。
- 令和5年10月には、42の民生委員児童委員協議会と56の民間企業・団体が共同宣言に参画（R6.12月末時点宣言企業・団体数：66）

オール高知で取り組む機運の高まり

<高知型地域共生社会の実現イメージ>

柱1 行政主体の「たて糸」

市町村の多機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進

- 断らない相談窓口
- 多機関協働型の支援チーム
- アウトリーチ等を通じた継続支援

分野横断的に取組を推進！

柱2 地域主体の「よこ糸」

「つながり」を実感できる地域づくり

- 1 人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり
- 2 地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大
- 3 県民の理解促進と参画意識の醸成

地域共生社会の拠点として、あったかふれあいセンターを活用

※令和6年度からは孤独・孤立対策も一体的に推進

「高知型地域共生社会」の実現に向けた「たて糸」と「よこ糸」の取り組み

市町村の多機関協働型の包括的な支援体制の整備（たて糸の取り組み）

全市町村での体制整備を目指すとともに、支援体制の実効性が確保されるよう福祉保健所や高知県社会福祉協議会と連携しながら、市町村の進捗状況や課題に応じたきめ細かな伴走支援を実施する。

【断らない相談窓口】

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の相談支援について、本人や世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を実施



【多機関協働型の支援チーム】

- 最初に受け付けた相談窓口だけでは解決が難しい複雑化・複合化したケースに対して、市町村全体の体制として伴走支援ができる体制を整備

【アウトリーチ等を通じた継続支援】

- 複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いてない人などに支援を届ける



つながりを実感できる地域づくり（よこ糸の取り組み）

地域のつながりや支え合いの力の弱まりに対応するため、つながりを実感できる地域づくりを推進する。

1 人と人とのつながりの再生に向けた支援ネットワークづくり

- 住民参加型の子育て支援や高齢者支援を通じ、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークを構築



2 地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大

- 農福連携や子ども食堂など、地域資源を活用した居場所や社会参加の場を拡大



3 県民の理解促進と参画意識の醸成

- 登下校の見守りや避難訓練、清掃活動、日々の挨拶など、人と人との「かかわり」を通して、助け合える地域社会を形成



2

目指す姿

中山間地域を含め、在宅での生活を希望される方が必要なサービスを受けられる



KPI	基準値	現状値	目標値(R9)
【第2階層】中山間地域での在宅介護サービスの提供率（計画値に対する利用者の実績）	96.34%（R4）	95.23%（R5）	100%
【第2階層】在宅介護サービスの充足度	—	94.6%（R7.1.14暫定値）	100%
【第1階層】中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金活用市町村数	19市町村（R4）	22市町村（R5）	34市町村

現状と課題

- 認知症高齢者や独居高齢者などの要介護高齢者の増加が見込まれることから、在宅で安定的に生活し続けられる介護サービスの確保が必要
- 中山間地域では、利用者が点在しておりサービス提供の効率が悪い、経営面での不利があり事業者が参入しづらい。加えて、職員の確保も厳しい状況にあり、必要となるサービス提供量を確保するには、市部と中山間部の事業者間の連携等によるサービス提供体制の強化が必要
- 要介護状態でも地域で日常生活をおくるためには、地域住民や多様な主体による介護予防や生活支援、地域の支え合い活動の充実が重要
- 介護サービスが充足していない地域では、総合事業※を弾力的に展開し、高齢者を含む地域の多様な人材や資源を活用した生活支援の仕組みづくりが必要

※介護保険制度における「介護予防・日常生活支援総合事業」

市町村が中心となり、地域の実情に応じて多様な主体が参画して地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者の方に対する効果的かつ効率的な支援活動を可能とすることを目的とした事業

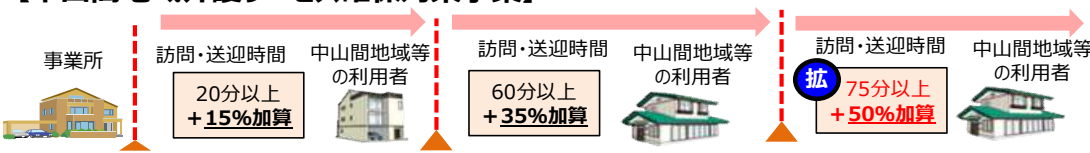
地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保

【第9期介護保険事業支援計画の施設整備予定（R6～8）】

複合的な地域密着型サービスやグループホームなど、様々なニーズに対応するためのサービス基盤の整備を支援

複合的な地域密着型サービス	8期末 施設数	9期 整備数	居住系サービス	8期末 床数	9期 整備数
小規模多機能型居宅介護	40	8	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2,424	153
看護小規模多機能型居宅介護	10	—	特定施設入居者生活介護	1,428	494
定期巡回・随時対応型居宅介護	13	5	合 計 (床数)	3,852	647
合 計 (事業所数)	63	13			

【中山間地域介護サービス確保対策事業】



- ※ 特別地域加算対象地域の小規模な事業者は20分未満でも10%を加算
- ※ 新規雇用職員がサービス提供を行った場合には1年に限り5%を加算
- ※ 居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所が新規雇用職員に一時金と転居費用を支給した場合に補助

令和7年度の取り組み

（1）計画的な介護サービスの整備

- 「通い」や「訪問」、「泊まり」等の複合的な地域密着型サービスなど、ニーズに応じたサービス提供体制の整備を支援

（2）中山間地域等における訪問介護サービス提供体制の確保（次頁参照）

- 中山間地域に居住する利用者に対して遠方からサービスを提供する介護事業所への支援（**拡** 移動時間片道75分以上の加算率を引き上げ）
- 新** 市町村における地域の人材や社会資源を活用した多様な主体による生活支援の仕組みづくりを支援
- 中山間地域等に所在する訪問介護事業所が行う新規雇用職員への一時金等支給に対する助成

（3）地域包括支援センターの機能強化

- 生活支援コーディネーターと連携した多様な主体による生活支援体制の構築に向けて職員研修を充実

現状と課題

- 生産年齢人口の減少などにより中山間地域における介護人材不足が深刻化。特に訪問介護員の確保が厳しい状況にあり、訪問介護サービスの提供体制の強化が必要
- エネルギー価格が高騰しているなか、R6年度介護報酬改定による基本報酬の引き下げにより、中山間地域等の訪問介護事業所の運営がより厳しいものとなっている。
- 介護度が軽度の方への訪問介護サービスは「生活援助」のニーズが多いことから、中山間地域など訪問介護サービスが行き届きにくい地域では、実情に応じて、地域の人材や社会資源などを活用し、多様な主体が参画した生活援助サービスを提供していく仕組みが必要

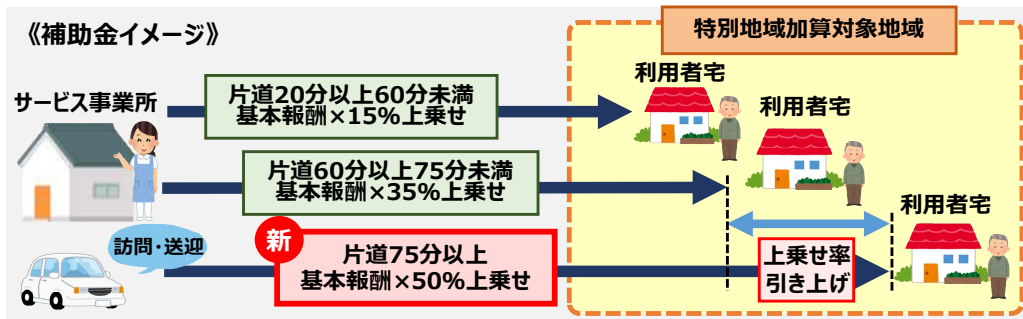
令和7年度の取り組み

訪問介護事業所の経営等支援

拡(1) 中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の拡充

- 中山間地域における介護サービスを確保するため、遠距離(片道20分以上)の特別地域加算対象地域に居住する利用者にサービスを提供する事業者に対し、本県独自施策として平成23年度から介護報酬への上乗せ補助を実施
- 中山間地域では、人手不足等により地域内でのサービス提供が難しく、市部の事業所から片道75分以上かかる超遠方地の利用者に訪問介護サービスを提供するケースも出てきている。
- 片道60分以上の居住者へのサービス提供について、一律35%の上乗せ補助を行っているものの、移動距離75分以上になると補助金を活用しても赤字となっている。

⇒ 移動時間片道75分以上の加算率を50%に引き上げ



(2) 「こうち介護生産性向上総合支援センター」による伴走支援【後掲】

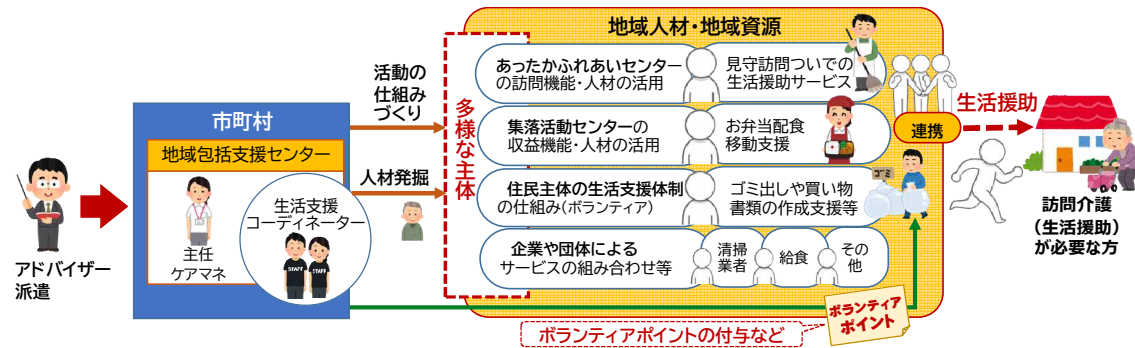
- セミナー開催やアドバイザー派遣等による伴走支援により介護事業所の生産性向上や介護報酬上の加算取得を支援

(3) 介護事業所の事業継続のための協働化・大規模化に向けた取組への支援【後掲】

多様な人材の参画による生活支援サービスの確保

新(1) 多様な主体による生活支援の仕組みづくり

- 中山間地域における安定的な訪問介護サービスの提供に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業等を活用し、市町村が行う多様な主体による生活援助の仕組みづくりを支援
⇒ 訪問介護員等の有資格者が、身体介護の必要なより重度の方のニーズへの対応が可能
- 生活支援コーディネーター等による地域人材の発掘や活動の仕組みづくりを支援するため、市町村にアドバイザーを派遣し、生活援助のニーズと提供サービスのマッチングの仕組みや地域資源の活かし方などを助言
- 担い手確保や活動の継続のためのインセンティブとなるボランティアポイント制度などの導入を支援



訪問介護人材の確保

(1) 中山間地域等に所在する事業所の職員の新規雇用に対する助成 (ホームヘルパー・ケアマネジャーの新規雇用における一時金・転居費用への助成)

(2) 訪問介護に従事するための資格取得支援【後掲】

- 中山間地域等の住民や高校生を対象とした資格取得支援
- 拡 高校生を対象とした訪問介護の資格取得から就労体験までの実証

(3) 外国人介護人材の受入拡大【後掲】

- 新 海外現地での外国人介護人材確保に向けた取組への支援
- 拡 外国人介護人材への日本語学習や外国人介護人材の活躍に資するツールの導入支援

※早ければ、令和7年から研修修了等を要件に特定技能も訪問介護に従事可能となる見込み

目指す姿

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた地域で安心して暮らすことができる



KPI	基準値	現状値	目標値（R9）
【第1階層】認知症サポーター数	71,570人（R5.12）	73,962人（R6.9）	85,000人
【第1階層】かかりつけ医認知症対応力向上研修受講率	30.7%（R5）	31.0%（R6.11）	50%
【第1階層】チームオレンジなどの支援活動を有する市町村数	24市町村（R5.7）	25市町村（R6.11）	全市町村

現状と課題

自分ごととして理解

- ・認知症サポーター数：R1→R5 10,551人増加
- ・高知家希望大使の活動：講演支援41回（R4～5）
～県民や専門職からは、「認知症本人の視点に立つことができた」との反響～

課題

- ・「新しい認知症観」※に基づく知識や理解促進が社会全体に広がるよう、社会や学校教育等の幅広い分野において協力者が必要

※「新しい認知症観」とは、認知症になってからも個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考え方

早期に気づき必要な支援へ

- ・かかりつけ医の認知症対応力の向上研修受講者数 541人（R6.11月末時点）
- ・BPSD※など症状の増悪に伴う急な入院や入所が必要となる場合に受入先の確保が難しい場合がある

※BPSDとは、脳の機能低下によって二次的に起こる症状。
妄想、暴言、徘徊、抑うつ等

課題

- ・認知機能低下を早期に発見し、増悪する前に円滑な支援に繋ぐ仕組みが必要



地域での協働

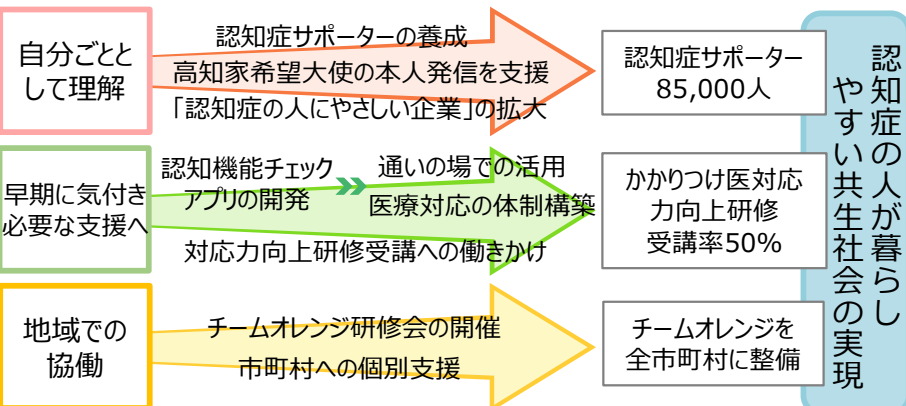
- ・認知症カフェはほぼ全市町村まで拡大
- ・認知症疾患医療センターの診断後支援におけるピアサポート活動の開始（R6～）
- ・チームオレンジ等の整備 25市町村（R6.11月末）



課題

- ・認知症のご本人やそのご家族の支援ニーズを踏まえた多様な支え合いの仕組み（チームオレンジ）や活動を地域の実情に応じて整備していくことが必要

第5期構想（R6～R9）で目指す姿（イメージ）



令和7年度の取り組み

（1）自分ごととして認知症を理解する

- 新・「新しい認知症観」に基づく普及啓発パンフレットの制作
- ・認知症サポーター養成講座や研修会等での認知症のご本人やそのご家族による発信を支援
- ・認知症サポーター養成講座開催に向けた包括連携協定企業等への働きかけ

（2）認知症に早く気づき必要な支援につなげる

- ・受講しやすい環境整備（オンデマンド受講期間の延長等）によるかかりつけ医の認知症対応力向上研修受講者のさらなる増加
- ・高知家健康づくり薬局等との協働による認知症機能チェックアプリの普及

（3）安心して幸せに暮らすために協働する

- 新・認知症基本法及び県認知症施策推進計画を踏まえ、各地域の実情に応じて、認知症ご本人やご家族の支援ニーズを踏まえた施策が推進されるよう、県内4カ所で研修を実施
- 拡・認知症疾患医療センターにおけるピアサポート活動（本人交流会等）の拡充（2→4箇所）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号
令和5年6月14日成立、
同月16日公布
令和6年1月1日施行

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の**実現に寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上**の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画・市町村計画**を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

高知県認知症施策推進計画（中間見直し）の概要

経 緯

令和元年6月に国においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症高齢者の増加が見込まれる本県においても「高知県認知症施策推進計画」を策定
中間期である、令和5年度に「認知症基本法」の趣旨を踏まえ、**認知症の人を含めた県民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に尊重しながら共生できる社会の実現を推進していく「共生社会」の考え方をより明示する内容に修正**

目 的

認知症の人やその家族が、自分らしく暮らし続けることができ、認知症があってもなくても同じ社会の一員として、自らの意思に基づいた生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指す

計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間
※高知県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画と一体的に策定

基本的な施策

自分ごととして 認知症を理解する

① 認知症を学ぶ

認知症に関する正しい知識・
理解の促進
認知症サポーターの養成

② 認知症ご本人の発信

高知家希望大使による
本人発信の拡充

③ 認知症になるのを遅らせる、 進行を緩やかにする

生活習慣病の予防
人々が集い、交流する場の拡充

認知症に早く気づき 必要な支援につなげる

① 認知症への早期対応

フレイル予防による早期発見
認知症初期集中支援チームの
活動充実への支援

② 医療や介護の体制の充実

認知症疾患医療センターの体制強化
医療・介護専門職の人材養成・こうちオレンジドクターの普及
施設・居宅系サービスの確保

安心して幸せに暮らす ために協働する

① 誰もが相談できる環境づくり

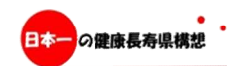
認知症コールセンターの相談利用促進
地域での認知症カフェ等への取組み支援
家族の集いの開催支援
認知症ピアサポート活動の推進
認知症ちえのわnetの普及啓発
若年性認知症の人への支援

② 安心して暮らせるための協働・支援

認知症地域支援推進員の活動充実への支援
チームオレンジの推進
認知症バリアフリーの推進
行方不明高齢者の早期発見に向けた支援
成年後見制度の利用促進に向けた支援
高齢者の虐待防止・交通安全対策

目指す姿

障害を理由とする差別の解消を図り、障害のある人もない人も誰もが安心して暮らせる社会を実現する



KPI	基準値	現状値	目標値（R11※）
【第1階層】障害者差別解消法の認知度	48.2%（R4）	—	80%
【第1階層】ヘルプマークの認知度	25.6%（R4）	—	65%



※第3期高知県障害者計画（R5-R11）のKPI

現状と課題

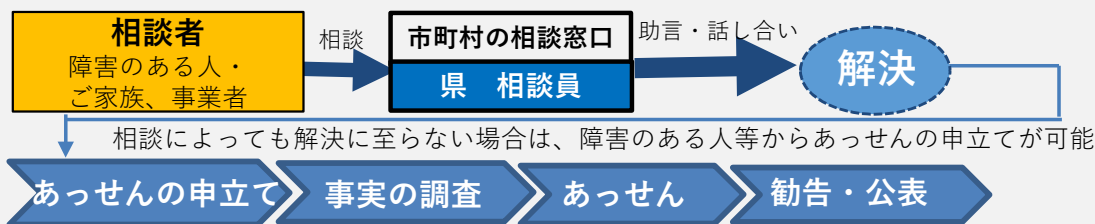
- 障害を理由とする不当な差別を受けたり、障害のない人を前提とした事物や制度等の社会的障壁、周りの人の理解不足によって、障害のある人が暮らしにくさを感じている状況がある
 - 法改正により、事業者による「合理的配慮※の提供」が義務化されたことから、今後、障害のある人や事業者からの相談の増加が予想される
 - 「手話が言語である」という認識は県民に普及しておらず、社会の中で手話を言語として使える環境や習得する機会が十分に整備されていない
- ※合理的配慮：社会の中にあるバリアを取り除くための対応（例：店舗出入口への簡易スロープの設置、障害特性に配慮したコミュニケーション方法での対応等（手話、筆談、読み上げ等））

「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」による取り組み推進

【目的】 【令和6年4月1日施行】

障害を理由とする差別の解消を図り、全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、障害の有無にかかわらず安心して豊かに暮らせる**共生社会の実現**

【障害を理由とする差別に関する相談体制及び紛争解決の仕組み】



「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例」による取り組み推進

【目的】 【令和6年12月施行】

手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及等を図り、ろう者を含む全ての県民が共生することのできる**地域社会を実現**

【基本理念】

手話の普及等は、ろう者を含む全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に図られなければならない

令和7年度の取り組み

事業者への普及啓発

- 事業者への合理的配慮の提供の義務化に関する周知啓発
- 人権啓発センターと連携した事業者向けの出前講座の実施

社会全体の普及啓発

- 県民への障害特性や必要な配慮に関する周知啓発
- 啓発動画やフォーラム開催等による周知啓発
- 学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」を活用した小中高校生への啓発促進（1人1台タブレットでの啓発動画配信による理解促進）

相談・紛争解決の仕組みの整備

- 当事者や家族、事業者等からの相談対応、助言、市町村が相談を受けた困難事案への弁護士等との連携による後方支援を実施
- 相談対応に従事する市町村職員等の対応力の向上を図るための研修等の実施

手話の普及等の推進

- 新** 手話の周知を図る動画（県民向け、業態別、災害編など）を作成し、県民や事業者等への普及啓発を実施
- 新** 手話を学ぶ機会の確保のため県職員を対象にした研修講座の新設や、企業・業界団体への出前講座などを実施
- 拡** 電話リレーサービスや遠隔手話通訳の普及促進

令和6年12月26日に施行されました

高知県手話言語条例

正式名称：高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例



「手話は言語である」という認識に基づき、ろう者を含む全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定しました。
高知県は、条例の基本理念にのっとり、手話の普及や習得機会の確保、使用しやすい環境整備を図っていきます。

基本理念

手話の普及等は、ろう者を含む全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、図られなければならない。

県の責務

- 手話の普及等に必要な施策を策定し、推進する
- 基本理念に対する県民の理解を深めるために必要な啓発を行う
- 上記の取組について市町村と連携を図る

基本的施策

- 手話を学ぶ機会の確保
- 手話を用いた情報発信
- 手話通訳者およびその指導者の確保、養成等
- 学校における手話の学習等
- 事業者への支援
- 手話に関する調査研究

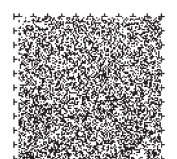
県民の役割

- 手話が言語であることを認識し、手話に対する理解を深める
- 県または市町村が実施する施策に協力するよう努める

事業者の役割

- ろう者に対しサービスを提供する際に、手話その他の方法により、必要な情報を取得することができるよう配慮する
- ろう者が働きやすい環境整備に努める
- 県又は市町村が実施する施策に協力するよう努める

音声コード (Uni-Voice)



あなたも一緒に手話で話そう



こんにちは

顔の前で2本の指を立て、時計の
12時の針を表して、頭を下げます



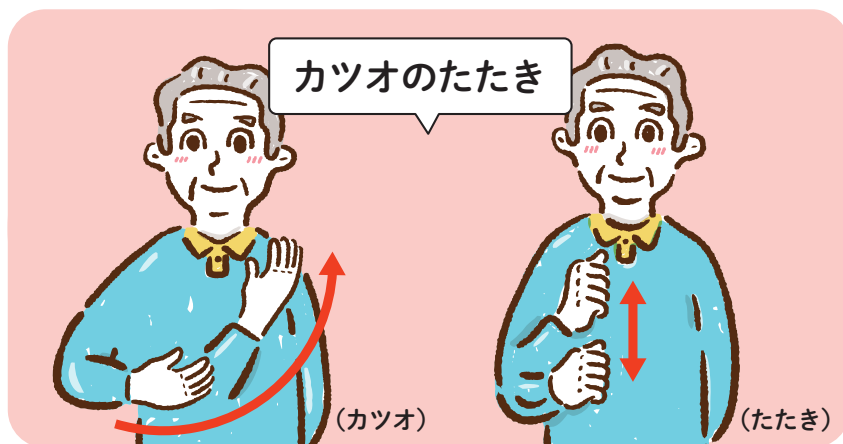
ありがとう

片手の甲にもう片方の手を直角に寄せ、
上げながら頭を下げます



さようなら

広げた手のひらを前に向けて、
顔の脇で振ります (バイバイの仕草)



カツオのたたき

片手をし字にし、体の前で斜め上に
振り上げます (カツオの一本釣りを表現)

にぎったこぶしを縦に2回振ります
(たたき仕草)

手話は、身振り手振りだけでなく
表情にも役割があり、表現が豊か
な言語です。手話への理解を深め
ることは、聞こえない人への理解
につながり、お互いが尊重し合う
社会に近づく第一歩になります。

動画
「手話で話そう」



手話の歴史

明治初期、日本初のろう学校が開設され、今の手話の原
型となる「手勢」が考案されました。しかし、ミラノ会議
において、ろう学校で手話の使用を禁止し口話のみを奨励
することが決議され、昭和初期には日本のろう教育も制約
を受けることになりました。

その後、昭和後期には、手話通訳の養成・派遣事業が始
まるなど手話が社会に広がっていき、平成には、障害者権
利条約の採択や、バンクーバー会議でのミラノ会議決議全
面撤回などを経て、日本の法律などでも手話が認められる
ようになりました。

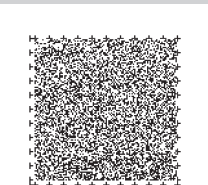
世界の手話、高知の手話

手話は言語であり、国によって異なります。例えば、ア
メリカでは「ありがとう」は投げキッスの動作で表します
が、日本では力士の所作に由来する、手刀を切るような動
作を行います。それぞれの国
の文化が表れています。



また、手話には方言も存在
します。例えば上で紹介した
「カツオ」の手話は高知県独
自の表現です。おもしろいで
すね。

音声コード (Uni-Voice)



電話リレーサービスとは？

電話リレーサービスは、耳の聞こえない人や話す
ことがむずかしい人との電話におい
て、通訳オペレーターが「手話」、「文
字」、「音声」を通訳するサービスです。



問合せ先

高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL: (088) 823-9633
FAX: (088) 823-9260
E-mail: 060301@ken.pref.kochi.lg.jp

目指す姿

- 地域全体で妊娠前から子育て期までの包括的な支援体制が構築され、安心して「妊娠・出産・子育て」できる社会となっている
- 「子育て」を軸に住民同士がつながることで子育て家庭の孤立を予防し、育児不安の解消につなげることで、地域全体で子育てを支え合う社会になっている

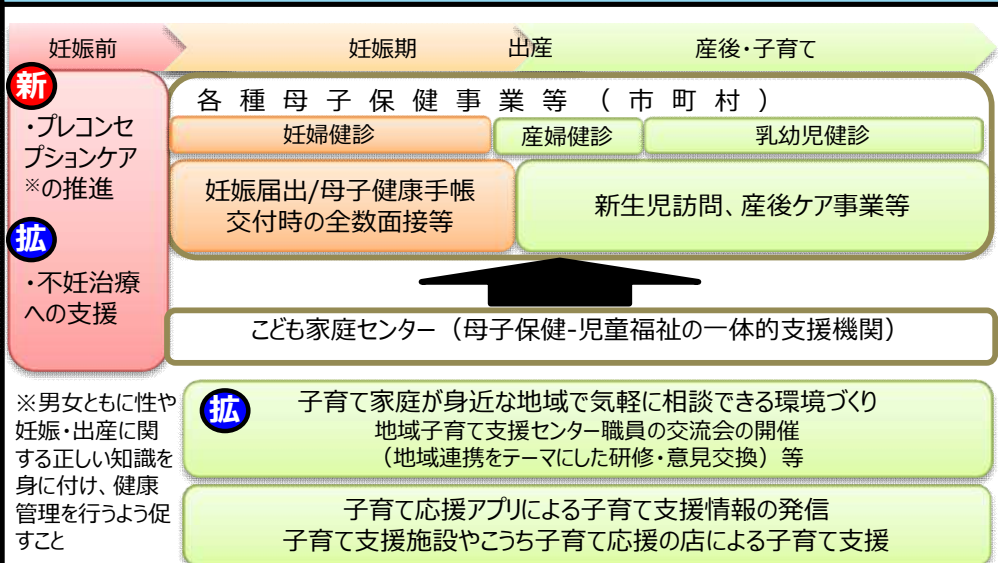


K P I	基準値	現状値	目標値（R9）
【第2階層】妊娠・出産について満足している者の割合(3・4か月児)	(R4) 84.7%	(R5暫定値) 86.9%	85.0%
【第1階層】産後ケア事業利用率	(R4) 14.9%	(R5) 31%	50%
【第1階層】住民参加型の地域子育て支援センター数	16か所（R4年度末）	32か所（R6年度9月末）	35か所
【第1階層】子育て応援アプリ「おでかけるんだパス」DL件数	－	40,052件（R6年度12月末）	65,000件

現状と課題

- 若い世代への妊娠・出産を含めた性に関する正しい情報提供が不十分で、妊娠前の健康管理に対応できる相談窓口がない。
- 市町村では妊娠届出時の全数面接や伴走型相談支援の実施により妊娠期から出産、子育て期まで継続した支援が行われている。
- 産後ケア事業の利用率は、上昇している一方で、産後ケア事業を実施できる受け皿は限定されており地域偏在がある。
- ピアサポーター等による子育て家庭が身近な地域で気軽に相談できる環境を広げるため、好事例が横展開できる仕組みが必要。
- 出産や子育てにかかる支援制度や、子育てにポジティブなイメージを持てる効果的な情報発信が必要。

取り組みイメージ図



令和7年度の取り組み

（1）安心して妊娠・出産・子育てできる体制づくりの推進

- ・若い世代への「プレコンセプションケア」の推進（相談窓口の設置、周知啓発）
- ・不妊治療への支援（助成制度等の拡充）
- ・市町村による産後ケア事業（通所型）の実施に向けた支援（市町村との協議の場・研修会等の開催、アドバイザーの派遣）
- ・小児オンライン医療相談の実施（再掲・医療政策課）

（2）住民参加型の子育て支援の拡充

- ・地域子育て支援センターにおける子育てピアサポーターや地域ボランティアとの連携の取り組みや好事例の横展開を図るため職員間の交流会を実施
- ・子育て応援アプリユーザーの情報解析による効果的な情報発信
- ・子ども食堂の取組への支援（立ち上げ・運営に対する助成など）

「命を守る」
避難支援

「助かった命をつなぐ」
避難生活支援

「生活を立ち上げる」
生活再建支援

課題	対策の方向性 ※印は地域福祉支援計画に位置付けあり	具体的な取り組み
個別避難計画の作成等 ■ 計画作成の促進・定期的な更新 ■ 計画の実効性向上	■ 福祉専門職の参画促進※ ■ 個別避難計画に基づく訓練の実施※	■ 福祉専門職の参画促進 ■ 地域本部や福祉保健所と連携し、市町村ごとに個別支援
福祉避難所の体制整備 ■ 福祉避難所の確保 ■ 福祉避難所運営体制の実効性向上	■ 体制整備のための資機材整備、受援訓練の実施※ ■ 避難先確保対策の抜本的な見直し	■ 資機材整備や訓練実施を支援 ⑨ ■ 検討会を立ち上げ、避難対象者や既指定施設の精査、対応策の検討
DWATの体制整備 ■ 県内DWATの体制強化 ■ 受援力の強化	■ DWATチーム員の育成、強化※ ■ 受援体制の整備※	⑩ ■ 研修内容の拡充 ⑨ ■ 地域リーダーの育成 ⑩ ■ 受援計画に基づく訓練実施
社会福祉施設の防災対策の強化 ■ 施設の強靱化、資機材等の整備 ■ 発災後の事業継続	■ 防災用資機材の整備 ■ BCPに基づく訓練の実施 ■ 相互応援体制の強化	⑨ ■ 資機材整備を支援 ⑩ ■ 研修や防災アドバイザー派遣等により訓練実施とBCPの見直しを支援 ⑩ ■ 相互応援協定の見直し
被災者支援体制の整備 ■ 災害ケースマネジメント体制の構築 ■ 被災者の見守り体制の整備	■ 市町村における災害ケースマネジメントの体制整備への支援※ ■ 被災者の見守り体制の検討	⑨ ■ 市町村担当者研修会開催 ⑩ ■ 弁護士等との連携体制の構築 ⑩ ■ 被災者支援に関わる団体との連携強化 ⑨ ■ 見守り体制整備に向けた指針等の作成
災害ボランティア、NPO等による支援体制 ■ 災害ボランティアセンター（VC）の円滑な開設、運営体制の確保 ■ 災害中間支援組織の整備	■ 災害VCへの支援体制の強化※ ■ 災害中間支援組織体制の検討	■ 社協職員の人材育成を支援 ⑨ ■ ベースキャンプ設置に向けた検討 ⑩ ■ 災害中間支援組織の在り方の検討（県社協、関係部局）
災害弔慰金等の審査体制の整備 ■ 市町村における審査体制の整備 ■ 市町村への支援体制の構築	■ 県による審査会開催支援 ■ 市町村における審査体制の整備	⑨ ■ 県による支援体制の整備（要綱等の作成） ⑨ ■ 審査委員候補者のリスト化、研修の実施 ⑨ ■ 市町村事務マニュアル（案）の作成 ⑨ ■ 市町村担当者研修会の開催

保健・医療との連携強化

- 医療救護計画への福祉の位置づけ
- 保健医療福祉調整本部訓練への参加
- 南海トラフ地震応急対策活動要領の見直し
- 災害時福祉支援計画（仮称）の策定 等

対策全般で
連携！！

さらに

臨時情報（巨大地震警戒）に備えた対策

- 個別避難計画に臨時情報発表時の対応を追加
- 社会福祉施設の資機材整備の促進（再掲）
- 施設間の相互応援体制の強化（再掲）等

能登半島地震で明らかになった課題

【生じた問題】

- ・ライフラインが寸断
- ・物資や資機材が不足
- ・職員も被災し、支援できる人員が不足
- ・道路の寸断等により外部支援が届きにくい 等

1. 社会福祉施設施設

- ◆運営体制が維持できず事業の継続が困難
- ◆福祉避難所の開設が困難

このため

- ・入所者を金沢市等へ広域避難
- ・在宅の要配慮者の避難先確保が難航



2. ボランティア活動

- ◆ボランティアの受入体制整備に時間を要した
- ◆行政やNPO等との連携が不十分

このため

- ・被災者の多様なニーズに対応できない
- ・各団体による被災者支援活動の全体像が把握できない



課題を踏まえた取り組みの強化

社会福祉施設の強靱化、応援受援体制づくりを促進

- 新** ■ 自家発電機や通信機器などの資機材整備を支援
 <補助率> 1/2 (福祉避難所指定施設 2/3)
- 拡** ■ 研修や防災アドバイザー派遣等により、訓練実施を促進し、BCP見直しを支援
- 拡** ■ 施設間における相互応援協定の見直し、連携訓練の実施
- DWA T養成を通じた災害時の福祉支援人材の育成
- 新** ■ 保健・医療・福祉の連携強化



災害ボランティア、NPO等による支援体制の強化

- 県社会福祉協議会による災害VC運営人材の育成を支援
- 地域住民が参加した災害VCの運営訓練の実施
- 新** ■ ボランティアのベースキャンプ設置に向けた検討
- 拡** ■ NPOと連携し支援をつなぐ災害中間支援組織を整備

